

兵庫県公報

平成26年12月26日 金曜日 第 2658 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部 改正（会計課）	3
公 告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	3
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 落札者等の公示（県立工業技術センター）	7
正 誤	
○ 平成26年3月28日付け兵庫県公報第4号外中	8

告 示

兵庫県告示第1128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

五ヶ井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	宇野貞彦	加古川市別府町新野辺1052番地

~~~~~

### 兵庫県告示第1129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 土淵土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所         |
|-------|------|------------|
| 理事    | 武中孝夫 | 豊岡市土淵670番地 |
| 同     | 森垣壽弘 | 同 市土淵938番地 |
| 同     | 森垣輝巳 | 同 市土淵63番地  |
| 同     | 武中公一 | 同 市土淵605番地 |
| 同     | 和田和人 | 同 市土淵77番地  |

|     |         |   |           |
|-----|---------|---|-----------|
| 同   | 和 田 耕 藏 | 同 | 市引野945番地  |
| 同   | 植 坂 語   | 同 | 市土湊629番地  |
| 同   | 足 立 周 作 | 同 | 市加陽369番地  |
| 同   | 水 嶋 政 美 | 同 | 市加陽905番地  |
| 同   | 河 原 哲 也 | 同 | 市加陽454番地  |
| 同   | 河 原 正   | 同 | 市加陽676番地  |
| 同   | 中 嶋 隆 幸 | 同 | 市加陽1303番地 |
| 監 事 | 西 村 洋   | 同 | 市土湊757番地  |
| 同   | 和 田 幸 夫 | 同 | 市土湊68番地   |
| 同   | 水 嶋 政 浩 | 同 | 市加陽445番地  |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所        |
|-------|---------|------------|
| 理 事   | 森 垣 輝 已 | 豊岡市土湊63番地  |
| 同     | 武 中 公 一 | 同 市土湊605番地 |
| 同     | 和 田 幸 夫 | 同 市土湊68番地  |
| 同     | 和 田 和 人 | 同 市土湊77番地  |
| 同     | 植 坂 語   | 同 市土湊629番地 |
| 同     | 秋 山 勝 美 | 同 市土湊979番地 |
| 同     | 水 島 忠 秋 | 同 市加陽130番地 |
| 同     | 小 西 正 樹 | 同 市加陽439番地 |
| 同     | 上 崎 良 純 | 同 市加陽893番地 |
| 同     | 河 原 須 直 | 同 市加陽860番地 |
| 同     | 安 達 一 弥 | 同 市加陽972番地 |
| 同     | 和 田 耕 藏 | 同 市引野945番地 |
| 監 事   | 西 村 洋   | 同 市土湊757番地 |
| 同     | 高 紀 昭   | 同 市土湊87番地  |
| 同     | 小 西 文 雄 | 同 市加陽437番地 |

## 兵 庫 県 告 示 第 1130 号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
加東市社字山本1312番6、1312番7の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物

## 兵 庫 県 告 示 第 1131 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
空中写真測量（総合計画）
- 2 作業期間  
平成26年12月22日から平成27年3月13日まで
- 3 作業地域  
芦屋市全域



**兵庫県告示第1132号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                  | 指 定 の 区 域             | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|-----------------------|---------------------|
| 亀ヶ谷川<br>(231030071)  | 多可郡多可町八千代区俵田(別図1のとおり) | 土石流                 |
| オイソ谷川<br>(231030072) | 多可郡多可町八千代区下村(別図2のとおり) | 土石流                 |

(別図1及び別図2は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1133号**

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から適用する。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

表但馬県民局出納員の項中「但馬空港管理事務所分任出納員」を削る。

**公 告**

**海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成27年1月1日から次のとおり変更する。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立

農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間          | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ       | 平成26年1月から平成26年12月まで | 若干  |
| まいわし      | 平成26年1月から平成26年12月まで | 若干  |
| まさば及びごまさば | 平成26年7月から平成27年6月まで  | 若干  |
| するめいか     | 平成26年4月から平成27年3月まで  | 若干  |

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間          | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ       | 平成27年1月から平成27年12月まで | 若干  |
| まいわし      | 平成27年1月から平成27年12月まで | 若干  |
| まさば及びごまさば | 平成27年7月から平成28年6月まで  | 若干  |
| するめいか     | 平成27年4月から平成28年3月まで  | 若干  |

(注釈) まさば及びごまさば、するめいかについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理努力量は次のとおりである。

| 魚 種 | 採捕の種類              | 海 域  | 管理の対象となる期間                   | 漁獲努力量<br>(隻日) |
|-----|--------------------|------|------------------------------|---------------|
| さわら | はなつぎ網漁業            | 瀬戸内海 | 平成27年5月6日から<br>平成27年6月15日まで  | 2,020         |
|     | 刺網漁業<br>(さわら流し網漁業) | 瀬戸内海 | 平成27年4月20日から<br>平成27年6月15日まで | 3,140         |

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要で

あることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

- (2) 第1種特定海洋生物資源のまじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件番号 | 所在地               | 面積 (㎡)   | 地目 | 最低売却価格 (千円) |
|------|-------------------|----------|----|-------------|
| 1    | 神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目38番1 | 7,456.95 | 宅地 | 287,090     |
| 2    | 朝来市生野町真弓字町194番1   | 940.94   | 宅地 | 11,100      |

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
  - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成26年12月26日（金）から平成27年1月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 場所  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県公社館大会議室（1階）
- (2) 日時  
物件1 平成27年1月23日（金）午前10時30分  
物件2 平成27年1月23日（金）午後1時30分
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当  
電話（078）341-7711 内線4875

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字北栄1018番の一部、1026番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市中地南町82番地の1
オーエイハウジング有限公司 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年7月14日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1－9号（26高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町鶴字城山前997番1、998番1、998番2、1000番1、1000番2、1001番、1005番の一部、1008番1の一部、998番1地先水路、1005番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市東今宿三丁目10番17号
株式会社アビーム 代表取締役 小 林 義 昭
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年6月3日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－5－2号（26太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖保川町神戸北山字クロミドリ126番1、127番3、127番36、127番39
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市揖保町西構182番地
医療法人社団ほがらか会 理事長 高 森 眞理子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年12月1日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－37－3号（25たつの）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年12月26日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 上 田 完 次

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
分析走査電子顕微鏡（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 落札者を決定した日
平成26年10月15日
- 4 落札者の名称及び住所
西川計測株式会社 関西支社 神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
- 5 落札金額
26,891,676円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告をした日
平成26年9月2日

正 誤

○平成26年3月28日付け（兵庫県公報第4号外）
兵庫県規則第11号（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則）中

(ページ) 2

(行) 下から5

(誤)

38	元浜鉄筋住宅	尼崎市元浜町2丁目	4階建	8	0.4020	22,900
				8	0.8174	59,700
38	西宮浜松原鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	5	0.4748	20,600
				35	0.8609	42,500
				40	0.8613	43,700

を
「

38	元浜鉄筋住宅	尼崎市元浜町2丁目	4階建	8	0.4020	22,900
				8	0.8174	59,700

(正)

38	西宮浜松原鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	5	0.4748	20,600
				35	0.8609	42,500
				40	0.8613	43,700

を
「

38	西宮浜松原鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	5	0.4748	20,600
				35	0.8609	42,500

に、
「

39	西宮浜松原鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	80	0.8609	43,900
----	-----------	---------	-----	----	--------	--------

を
「

39	西宮浜松原鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	40	0.8609	43,900
----	-----------	---------	-----	----	--------	--------

(ページ)	6																																	
(行)	下から 3																																	
(誤)	<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td colspan="6">削除</td> </tr> </table>							4	削除																									
4	削除																																	
(正)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">38</td> <td rowspan="2">西宮浜松原 鉄筋住宅</td> <td rowspan="2">西宮市浜松原町</td> <td rowspan="2">5階建</td> <td>5</td> <td>0.4748</td> <td>20,700</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>0.8609</td> <td>42,600</td> </tr> </table> <p>に、</p> <table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>39</td> <td>西宮浜松原 鉄筋住宅</td> <td>西宮市浜松原町</td> <td>5階建</td> <td>80</td> <td>0.8609</td> <td>44,100</td> </tr> </table> <p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>39</td> <td>西宮浜松原 鉄筋住宅</td> <td>西宮市浜松原町</td> <td>5階建</td> <td>40</td> <td>0.8609</td> <td>44,100</td> </tr> </table>							4	38	西宮浜松原 鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	5	0.4748	20,700	35	0.8609	42,600	6	39	西宮浜松原 鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	80	0.8609	44,100	6	39	西宮浜松原 鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	40	0.8609	44,100
4	38	西宮浜松原 鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	5	0.4748	20,700																											
					35	0.8609	42,600																											
6	39	西宮浜松原 鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	80	0.8609	44,100																											
6	39	西宮浜松原 鉄筋住宅	西宮市浜松原町	5階建	40	0.8609	44,100																											